

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成24年12月18日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 4 時 20 分
出席委員	眞継 酒井 苗村 山本 竹田 吉田 中澤 立花 明田		
理事者出席者	坂井病院事業管理者 野中管理部長 赤間病院総務課長 小笹医事課長 森環境市民部長 西田環境市民部理事 木村環境政策課長 中西環境総務係長 中川環境 クリーン推進課長 西田施設管理係長 木曾執行管理課長 武田健康福祉部長 小川こども福祉課長 河原こども福祉課副課長 秋山社会福祉課長 佐々木地域福祉係長 玉置高齢福祉課長 山内介護保険係長 松本いきいき支援係長 俣 野健康増進課長		
事務局	今西局長 阿久根係長 八木		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 市立病院

< 病院事業管理者 >

あいさつ

(1) 第7号議案 平成24年度亀岡市病院事業会計補正予算(第1号)

< 病院総務課長 >

資料に基づき説明

~ 10 : 08

[質疑]

< 立花委員 >

入札の状況は。受託実績のある業者との関係もあるが考え方は。債務負担額は入札に係る最高金額か、最低金額か。

< 病院総務課長 >

総合管理業務委託を例にすると平成21年度に契約事務を行い、8社のうち東宝ビルが落札。3年の継続契約であるので平成24年度中に前回と同様の方法になると考えるが契約事務を行う。競争入札により落札業者と契約する。

< 立花委員 >

当該業務に係る現在の委託業者は。

< 眞継委員長 >

資料はあるか。

< 病院総務課長 >

まず口頭で説明する。総合管理業務、東宝ビル株式会社京滋支社(京都市下京区)。医療事務業務、株式会社ソラスト京都支社(京都市下京区)。患者給食業務、イフスコヘルスケア株式会社(大阪市北区)。検体検査業務、株式会社いかがく(京都市伏見区)。廃棄物運搬・処理業務、南丹清掃株式会社(亀岡市)。滅菌・手術室等清掃業務、株式会社ルフト・メディカルケア京都センター(京都市南区)。業務服・寝具類等賃貸借、ワタキューセイモア株式会社近畿支店(綴喜郡井手町)。電話保守業務、東邦電気工業株式会社(京都市下京区)。電子カルテシステム保守業務について、導入業者は株式会社シーエスアイ(大阪府中央区)である、債務負担行為設定後に協議することになる。

< 立花委員 >

資料提出を求める。

< 眞継委員長 >

資料提出は可能か。

< 病院総務課長 >

業者名の記載がない資料ならばすぐに提出できる。業者名の記載は必要か。

< 立花委員 >

債務負担に係る業務内容及び金額、並びに現在の委託業者の記載を求める。

< 管理部長 >

後程提出する。

< 中澤委員 >

契約の方法は。随意契約はあるのか。

< 病院総務課長 >

委託業務は基本的に3年間の継続契約としており、当初は指名競争入札を行うがその後は随意契約となる。

< 酒井副委員長 >

医療事務は病院経営で重要。業務を委託するのではなく、独自に人員を確保して行うことは検討したのか。

< 病院事業管理者 >

収入に影響する重要な部分であり、他では直雇の例もある。本院の規模から10数名の人員を確保することが必要になり、それらと比較し現在業務を委託している。経験を有する医事課長が職員及び委託業者を指導する体制を整備している。救急、夜間の当直等も鑑み現在の方法での継続を考えているが研究したい。

< 医事課長 >

業務は委託しているが、最終的に職員が管理する体制であり、経営に重要な収入に係る事務として対応している。全て職員で対応すれば事務のクオリティは向上するであろうが他への影響も大きい。現在の方法がベストでないにしてもベターな選択であると考えます。

[理事者退室]

~ 10 : 20

[理事者入室] 環境市民部

< 環境市民部長 >

あいさつ

(2) 第 1 号議案 平成 2 4 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 6 号)

< 関係課長 >

資料に基づき順次説明

~ 1 0 : 3 3

[質疑]

< 立花委員 >

債務負担行為設定に係る入札の状況及び現在の委託業者は。

< 環境クリーン推進課長 >

塵芥処理事務に係るごみ袋の保管運搬業務は入札。保管運搬は日本通運京都支社。塵芥処理施設管理業務のうち桜塚工場運転管理業務は 3 年前に入札し現在の委託業者は関西サービス株式会社。その他消石灰、キレート等の薬剤も入札し契約する。

粗大ごみ運搬等業務のうち大阪湾広域廃棄物処理事業については処分場が限定されるため随意契約。その他、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の関係で一部に随意契約がある。

し尿収集運搬業務は対応できる業者が限られているため、南丹清掃と環境事業公社と随意契約。

< 眞継委員長 >

債務負担行為を設定する 4 経費の額は、内訳として複数の業務が含まれ、それらの合計額である。委託事業毎の内訳を整理した資料の提出は可能か。

< 環境クリーン推進課長 >

債務負担の設定に係る業務は本年度中に入札を行う。運用として予定価格が公表されるもの以外については、委託業務毎の積算は予定価格を類推する恐れがありこれまでから答弁していないと認識している。

< 眞継委員長 >

現時点において確定値として公表できる資料はあるか。

< 環境クリーン推進課長 >

平成 2 3 年度に行った入札の実績は対応できる。

< 眞継委員長 >

当該資料の提出を求める。

< 明田委員 >

太陽光発電について基本的に推進すべきものと認識している。本市の日照時間は他市と比較してどうか。太陽光発電自体、効率的に亀岡はどのような位置にあるのか。

< 環境政策課長 >

京都府まとめのエネルギー賦存量資料によれば、本市の日照時間は京都市、舞鶴市を上回る。本市での自然エネルギーの活用については太陽光発電が優れている。

< 明田委員 >

本市の日照時間は短いと認識していたが。

< 環境市民部理事 >

昨年度「自然エネルギーの地産地消に向けた提言」を受けた。提言に係る調査において本市の日照時間は府下の平均よりわずかに高い。本市における自然エネルギーの活用として、現在、技術確立している太陽光発電から取り組みを進めている。その他のエネルギーについては技術革新等が進んではいるが、市内で事業が

普及していない状況も踏まえる必要があり、今後検討していく課題と認識している。

< 明田委員 >

補助対象者からの情報のフィードバックは。

< 環境政策課長 >

情報のフィードバックとは具体的にどのようなことか。

< 明田委員 >

使用量や売電量などの情報の報告である。

< 環境政策課長 >

そのような情報の提供は受けていない。補助対象は2万円 / 1 kWで上限4 kWである。上限値は一般家庭で使用される量と考えられ売電に至るケースは少ないと考えている。

< 明田委員 >

使用量が少ない時間は自動的に売電される仕組みになっているのではないかと最終的には相殺されるであろうが、今後必要になる数値であろうから把握しておく必要があるであろう。

< 眞継委員長 >

明田委員の質疑の意味は、補助事業の成果を問われた場合に何を報告するかに繋がると考える。その点での考えはどうか。

< 環境市民部理事 >

現在1 kWの発電設備を設置するために約40万円の経費を要する。約40万円の事業を喚起するために市は2万円の補助を行っている。補助金上限額で考えると市の8万円の補助により市内で160万円の事業が喚起されたと考えている。

< 吉田委員 >

補助により事業が喚起されたことは理解した。明田委員の質疑は、本市は他市と比較して太陽光発電に効果的な条件かどうかの検証のための数値を把握してはどうかということであろう。情報を得る考えはないのか。

< 環境市民部理事 >

効果的な調査方法について今後検討したい。

< 酒井副委員長 >

1971年から2000年までの30年間の日照時間を集計したデータによると、京都府は38位、全国平均より150時間日照時間が少ない。補助金制度を整備することにより太陽光発電以外の自然エネルギー活用を推進することが考えられる。太陽光発電以外の研究が必要と考えるが、研究していないのか。

< 環境市民部理事 >

自然エネルギーの提言においては太陽熱も効果が高いとされた。過去普及の傾向が見られたが詐欺商法が混在したため普及が進まなかった。本市では太陽光、太陽熱、小水力、風力、地中熱を研究対象にしている。現時点において家庭で使用できる技術レベルに達しているのが太陽光と太陽熱である。本市が全国と比較し日照時間等で太陽光発電に特に有利と判断したわけではない。本市で自然エネルギーを導入する場合、最も有利に導入できるのが太陽光であると判断した。

< 苗村委員 >

太陽光発電に係る2万円 / 1 kWの市補助金の財源は一般財源である。国の補助金は市の補助金にどの程度含まれるのか。

< 環境政策課長 >

市の補助金事業に充当される国の補助金はない。国（J - P E C）の補助金は設置者に対し別途支給されており、H 2 2年度までは、3万円 / 1 k W、上限1 2万円、現在は2万円 / 1 k W。

< 苗村委員 >

予算計上されている市補助金は単費である。市民からすると4万円 / 1 k Wの補助があるということか。

< 環境政策課長 >

市と国をあわせればそうである。

< 苗村委員 >

P 2 3、最終処分場の嘱託職員報酬と若宮工場の嘱託職員報酬の単価が異なる理由は。

< 環境クリーン推進課長 >

市が採用する嘱託職員報酬の基準は人事担当課が定めている。最終処分場維持管理経費に計上する職員は現場、し尿収集処理経費に計上する職員は内部事務である。その他、専門的な資格等に対応する基準に則り業務に応じ嘱託職員の報酬は決定されている。

< 眞継委員長 >

し尿処理経費に係る嘱託職員報酬について、説明では再任用職員を予定していたが確保することができなかつたので、今回補正予算に計上された人員を補充したとされた。当初予算で予定していた再任用職員分に関する予算が減額され、そのかわりの嘱託職員分が増額されると考える。同ページに職員人件費の補正が計上されているが、ここに計上された補正額に内包されていることを確認したい。

< 環境クリーン推進課長 >

職員人件費全体の説明は総務文教常任委員会において人事課からされている。P 4 3に人件費全体の明細があるので参考にされたい。P 2 3、塵芥処理費の人件費について、環境クリーン推進課では昨年度正規職員3名と再任用職員1名が定年退職した。また嘱託職員も1名退職した。予算費目の職員人件費では正規職員と再任用職員を予算措置している。職員人件費の積算方法として、定年退職する職員がある場合は再任用の可能性を鑑み再任用されるものとしての積算と、正規職員が欠員となることから新規採用職員が補充されるものとしての積算がされる。従って定年退職した3名に対応する正規職員の人件費積算として新規採用職員3名分を当初予算で措置していた。しかし2 4年度実際に配置された職員は副課長級1名、主任級2名であった。当該経費に係る補正予算はその差を措置するためのものである。

< 眞継委員長 >

補正予算で計上される人件費とは、新たな事業を実施するために必要になる人員、または、当初予定していた者が採用できなかったということであろう。予定していた者があるということは当初予算に計上されていたであろうが、再任用を予定していたとのことであるが再任用職員に対応する人件費は当初予算に計上されていなかったのか。

< 環境クリーン推進課長 >

塵芥処理経費に補正計上している職員人件費は、当初予算で積算していた新規採用職員3名分と、実際に配置された副課長級1名、主任級2名との差である。再任用職員は予算編成時に配置される所属が定まっていけないので、現所属で予算計上することとしている。しかし、全ての退職者が実際に再任用職員として採用さ

れることはないので、当初予算で計上している再任用分は今補正予算で減額している。環境クリーン推進課では退職する3名のうち1名が再任用として採用されることを希望していたが本人の都合により再任用を希望されなかった。対応する人員分として人事課所管の職員人件費ではなく業務担当課所管の嘱託職員報酬として補正予算計上した。人員が14人から11人に減じているのは、再任用分として、退職時に在籍していた所属である当課が当初予算に計上していた分を減じたものである。当初予算での職員人件費の積算を今回の補正で整理している。職員人件費と嘱託職員報酬は切り離して理解されたい。

< 苗村委員 >

太陽光発電について、京都府が府下自治体の自然エネルギー賦存量を調査しているとのこと。本市では太陽光が一番高いとのこと。資料提出を求める。

< 眞継委員長 >

資料提出は可能か。

< 環境政策課長 >

提出する。

~ 11 : 03

(3) 第17号議案 亀岡市ごみ処理施設整備改良工事請負契約の締結について

< 環境クリーン推進課長 >

資料に基づき説明

~ 11 : 08

[質疑]

< 明田委員 >

性能発注の条件が焼却によるCO2発生量3%減とのことだが少ない。さらに高性能のものがあるのではないか。

< 環境クリーン推進課長 >

今回は改良工事であるので全ての設備を新設するわけではない。今回のCO2削減については低空気比運転を行い効率的に燃焼させ排ガス処理の負担を低減するものである。財源である循環型社会推進交付金を受けるための基準が3%であり目安とした。

< 吉田委員 >

契約業者は施設を建設した業者である。建設時に受注調整を行ったとのこと市に和解金を支払った業者である。なぜ今回の工事をさせなければならないのか。建設時にそのようなことを行った会社を使わなければならないのか。業者決定の経緯は。

< 執行管理課長 >

日立造船株式会社に係る談合事件については平成11年8月に公正取引委員会が独占禁止法の規定により、日立造船を含む大手5社に対して排除勧告を行った。その時点で本市では日立造船に対して一定期間の指名停止措置を行った。その後大手5社は公正取引委員会の勧告を不服として取消訴訟を行った。平成21年10月6日に最高裁の判決により公正取引委員会の審決が確定した。最高裁の判決を受け本市工事における談合疑惑について顧問弁護士と相談しながら損害賠償を視野に日立造船と交渉を続けてきた。その結果、同社と和解する方向で交渉していくこととした。平成23年3月に議会に対して経過報告を行い、承認いただいたので和解する方向で交渉を続け、平成23年6月30日付けで和解文書を取

り交わした。これにより当該談合事件に係る疑念は払拭されたことになり、当該問題については解決したと認識している。

今回の入札に関して、特に同社を排除する理由はないと考えている。なお、和解時期と発注時期が近接している点であるが、本市は平成21年10月の最高裁判決を受けて約1年半の交渉を経て和解している。最高裁が早期に判決していれば和解時期は早まったであろう。基本的に和解時期と発注時期は関係しない。同社を今回の契約の相手方とすることについて、過去の疑惑は解決していると判断し入札から排除しなかった。

<吉田委員>

同じ施設である。この施設を建設するとき問題があったはずである。その施設を修繕するのに同じ業者を使うのはどうなのかと指摘している。また、排除する理由はないとのことだが、入札は何社あったのか。

<執行管理課長>

一般競争入札であり参加業者は当該業者1社のみ。

談合事件と申しているが、受注調整があったとして公正取引委員会が排除勧告を行ったものである。ただし、本市の工事において実際に受注調整があったかどうかは、疑念は残るが証拠はない。本市でも訴訟を視野に入れ交渉していたが、福知山市で同様の例があり訴訟したが敗訴した例があった。本市としては疑念を払拭する方法について交渉を続け、業者も社会的な責任もあり疑念を払拭したいとの意があった。業者は本市工事については談合していないと主張していた。このような状況において、疑念を払拭するために和解したものである。和解書の締結をもって過去の疑念は払拭し、問題は解決したと理解している。

<吉田委員>

和解については議会で説明を受け同意している。和解の経緯は聞いていない。そのような説明をされると、談合がないから和解金を支払うのかと言わなくてはならなくなってしまう。業者も和解金を支払い終わりにしようというのが和解であったと理解している。疑惑さえないと主張されれば新たな疑問がわく。そのような疑いが各地であったので、認めないが和解することであると理解している。

当該施設について、和解したが、過去に疑念が生じているのである。同施設の修繕をわずか1社しか入札できない状況で25億円の工事を発注するのか、と指摘している。

<執行管理課長>

本件は一般競争入札で実施している。地方自治法及び本市財務規則において入札は原則一般競争入札で行うこととされているが、広く入札参加業者を求め競争性を高めることが目的である。本件の入札参加業者には条件を設けている。

1、桜塚工場と同規模以上の元請受注実績があること

2、建設業法に基づく清掃施設工事の特定建設業許可を有し、さらに経営事項審査において清掃施設部門で1,000点以上有すること

1,000点以上は一定の施工能力を有すると判断できる数値である。大手ゼネコンは1,500点以上を有する。市内業者で1,000点以上を有するものはない。この条件を満たす業者は全国で14社あり、うち本市登録業者は7社であった。また、今回の入札においては本市に登録していない業者についても書類審査のうえ入札参加を可能とし一層の競争性確保に努めた。また、本件は性能発注方式を採用している。施設の詳細な仕様や特定の部品等を指定していないため、

より多くの業者が参入できることを期待したものである。

以上のように今回の入札に関しては可能な限り競争性が発揮できるよう努めた結果的に1社のみが入札となった。一般競争入札においては架空の相手と競争していることになり1社のみでも有効である。また、今回の落札率は90.58%であった。同種工事における全国の平均落札率は89.38%であり平均的な落札率であった。また参考だが、過去において公正取引委員会が大手5社以外の業者で入札した同種工事の平均落札率は89.76%であり、これと比較しても遜色なく、十分競争性が発揮されたと考えている。

< 眞継委員長 >

入札参加できる業者を拡大するとともに性能発注方式により競争性を高めて入札事務を行ったという説明である。

吉田委員から意見はあるか。

< 吉田委員 >

そのようなことを聞いているのではない。採決は考える。

< 立花委員 >

施設建設時に談合があるとの情報提供があり、共産党議員団が一般質問を行ってきた。本施設は日立造船株式会社が建設したことから、今回の改良工事も一般競争入札に付したが、日立造船が受注することにならざるを得なかったのではないか。

< 執行管理課長 >

改良工事であるので、建設業者以外が施工する場合コストが嵩むことは予想されるが、広く参加を求める入札方法であるので、その中で競争されたと考えている。

< 立花委員 >

性能発注方式を採用し競争性を高めているが、改良工事であるので配慮して、建設した日立造船が落札するのが大前提と考えられるのではないか。

当施設は毎年1億円を超える修繕費が10年以上継続している。それらの修繕を経て今回の改良工事である。今後一時的に修繕費は減少するであろうが。別の場所で新たに施設を建設した方が長期的にはコストを削減できるのではないか。

< 環境クリーン推進課長 >

ライフサイクルコストの考え方のもと、平成23年度に本市で策定した桜塚クリーンセンター長寿命化計画において、新設した場合、改良工事した場合の維持管理経費、長寿命化計画は15年間なので期間経過後の残存価格等を比較し決定した。新設の場合は用地確保等の新たな課題が生じることから、現在においては桜塚を延命化して対応すると判断した。将来的には広く研究していく必要がある。

< 立花委員 >

長寿命化計画検討時において、他社のごみ処理施設の一般的なものがどの程度かはわからないが、他社との比較はどうであったか。

< 環境クリーン推進課長 >

長寿命化計画策定時におけるライフサイクルコストの検討では全国規模で新設、改良の費用等を比較している。

< 苗村委員 >

本工事に係る予定価格の設定方法は。

< 執行管理課長 >

本市で詳細な積算が困難なため性能発注としている。本市が求める性能を発揮するために必要な項目について、全国の実績等を考慮した積算をコンサルタント業

者に委託した。業者算出の見込額を基準とし一定の競争性を考慮して予定価格を決定した。予定価格は税込27億7,043万3,400円。

< 苗村委員 >

コンサルタント業者名は。

< 環境クリーン推進課長 >

一般財団法人日本環境衛生センター。長寿命化計画と同業者である。

< 苗村委員 >

長寿命化計画は市が策定したとの説明があったが。

< 環境クリーン推進課長 >

本市が日本環境衛生センターに業務を委託し平成23年度に策定したのが桜塚クリーンセンター長寿命化計画である。長寿命化計画策定時にライフサイクルコスト等の検討を行っている。全国的な実績を踏まえ、桜塚に標準的な工事を当てはめた場合の積算等を行っている。

< 中澤委員 >

施工管理の体制は。

< 環境クリーン推進課長 >

発注者である市が管理するので当然市職員が管理する。個々の工程の細かな管理は専門的に工事の施工管理を行う業者を予定している。

< 中澤委員 >

日々の細かな施工管理は業者が行うのか。

< 環境クリーン推進課長 >

そのように予定している。

[理事者退室]

~ 11 : 40

< 休憩 11 : 40 ~ 13 : 00 >

[理事者入室] 健康福祉部

< 健康福祉部長 >

あいさつ

(4) 第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

< 関係課長 >

資料に基づき順次説明

~ 13 : 22

[質疑]

< 山本委員 >

平成22年度及び平成23年度の生活保護世帯数及び人員数は。法内扶助費の当初予算算定時における予想世帯数は。

< 社会福祉課長 >

平成22年度、600世帯、981人。平成23年度、657世帯、1,075人。いずれも3月31日現在。

直近5年間で世帯数約43%、人員約35%増である。平成24年10月31日

現在で667世帯、1,067人であり年度末までにはさらに増加すると見込んでいる。

< 明田委員 >

P19、保育所運営事務経費の嘱託職員報酬は保育料の徴収員である。保育料徴収の基本的な方法は。

< こども福祉課長 >

2名の非常勤嘱託職員は滞納、夜間や徴収日時の希望等へ対応するものである。民間保育園6園の園長は、保護者が園へ保育料を持参した場合に対応する必要があるため資格を与えている。

< 明田委員 >

保育料の徴収について、徴収嘱託員、民間園長及びその他の方法別の割合は。

< こども福祉課長 >

臨戸訪問、民間園長等4.9%。口座振替86%。その他は窓口払い。口座振替を依頼し、収納率の向上に努めている。

< 苗村委員 >

P19、総合福祉センター管理運営経費の補助金について、福祉事業団常務理事の報酬増に係る分である。週4日勤務が週5日勤務に変更され、月額18万1,000円から27万1,000円となる。日割りにすると増加率が大きすぎると考えるが。

< こども福祉課長 >

他の外郭団体も含め市全体で整合を図り見直しするもの。単に週1日勤務が増えることの割増ではない。

< 苗村委員 >

積算根拠等は。

< こども福祉課長 >

人事面からの整合である。常勤化に伴う責任の度合い等を勘案されたものである。

< 吉田委員 >

非常勤から常勤へ変更した理由は。

< こども福祉課長 >

当該公益法人へは昨年度まで市職員を2名派遣。今年度派遣を無くしプロパー職員を採用するあたり、組織強化等を目的に常勤化された。

< 眞継委員長 >

常務理事の年齢及び属性は。

< こども福祉課長 >

前市健康福祉部長である。

< 吉田委員 >

常勤化されるのはその者か。

< こども福祉課長 >

そうである。

< 竹田委員 >

プロパー職員の育成という目的に合致すると考えているのか。

< こども福祉課長 >

市職員の派遣を廃止することにより対応するプロパー職員の養成は必要である。常務理事はプロパー職員としての人材育成も担当していることから目的に合致すると考える。

< 眞継委員長 >

他の公益法人等と整合しているのか。

< 健康福祉部長 >

本市の退職職員が市の外郭団体に役職員として勤務している例がある。それらの者の処遇については人事課が一括して調整している。福祉事業団以外は従前から週5日勤務であり今回処遇の改善のみ行った。福祉事業団は市職員の派遣を廃止したことから週5日勤務へ変更する必要が生じた。今年度からは全て週5日勤務として整理した。

< 眞継委員長 >

週5日勤務とともに報酬額も同額となったのか。

< 健康福祉部長 >

就業年数に応じて差は生じる。

< 眞継委員長 >

算定基準はあるのか。

< 健康福祉部長 >

ある。市が決定している。

< 吉田委員 >

天下りとは言わないが、市退職者が再就職されている。それらの者の待遇の改善が現在の社会情勢において通用するのか。世間から見るとどのように思われるのか。納得されると思うのか。

< 健康福祉部長 >

福祉事業団には役員、プロパー職員及び嘱託職員という立場で市退職者が勤務している。外郭団体に再就職している者はその団体に必要な業務を担っており、職員として機能し勤務している。その処遇の多寡については個人により意見があることはあろうが、団体に必要な業務を担っているものである。

< 苗村委員 >

補正額の積算根拠は。

< こども福祉課長 >

常務理事の変更した月額報酬の12月分及び期末勤勉手当5%増分、並びにその他職員1名の必要額数千円分の合計である。

< 中澤委員 >

生活保護に係り世帯数、人員数共に増加している。担当職員等の増員も含め対応する体制整備は。

< 社会福祉課長 >

ケースワーカー及び査察指導員を増加し対応している。80世帯に対してケースワーカー1名とする国の基準はクリアしている。保護世帯数の傾向を見ながら体制整備を図っていきたい。

< 眞継委員長 >

現時点での生活保護受給者の世代別の数は。

< 社会福祉課長 >

年齢別のデータは持ち合わせていない。

< 眞継委員長 >

一般質問において就労支援の実績として、平成23年度23名、平成24年度は現在時点で21名との答弁があった。年代別のデータを把握しておかないと、真に就労を促さなければならない対象が把握できないのではないのか。

< 社会福祉課長 >

生活保護受給者世帯のデータはシステムで一元管理しており、機械上は把握している。年齢別等のデータは必要に応じ随時出力できる体制である。世帯類型別のデータは常に出力している。

< 眞継委員長 >

出力できる体制が整備されていることは理解している。生活保護対策に関わり就労支援は大きな役割を担う。必要なデータを手元に持っていないことが今分かった。就労支援の実績として21名とされたが、本来対策されるべきその他大勢の者を把握せずに、結果だけを明示して実績としているとしか理解できない。

< 社会福祉課長 >

18～64歳の稼働年齢層の受給者は、本人の同意があれば就労支援員が就労支援する。それ以外の稼働年齢層の受給者は各ケースワーカーが台帳をもとに定期的に求職活動等の行動を把握するとともに就労支援員と連携して対応している。市が把握していないわけではない。年齢別に対応しているのではなく、年齢を把握したうえで、個人の状況にあわせて、ケースワーカーの対応、就労支援員の対応と対象に応じて対応している。

< 健康福祉部長 >

補正予算に係り生活保護実態の数値に関する質疑に適切に答弁できない状況を申し訳なく思う。一般的に質疑されることが予想できる資料については当然に準備すべきであり、今後同様の事態を生じないようにする。機械上把握しているとした答弁は非常に不適切であり陳謝する。

～ 13 : 51

(5) 第4号議案 平成24年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

< 高齢福祉課長 >

資料に基づき説明

～ 13 : 58

[質疑]

< 立花委員 >

各介護サービス給付経費補正の根拠となるサービス利用見込み件数等は。

< 高齢福祉課長 >

9月末までのサービス毎の給付実績から3月末までの必要額を算定して補正予算計上している。利用件数等は算定していない。

< 立花委員 >

補正予算には必要分の算定がされているはずである。詳細までは必要ないが、本補正予算に係るサービス利用見込み件数の資料を提出されたい。

< 眞継委員長 >

当初予算は年度全体のサービス利用見込み件数から必要予算額を算定しており、それに対し、4月から9月までの実績を鑑み、年度後半のサービス利用数等の見込みを立てて補正計上するものである。そのとおり説明されれば済む話である。資料の提出を求める。

< 酒井副委員長 >

当初予算では介護報酬の改定が算定されておらず、それが本補正予算が多額となった要因である。サービス利用見込み件数が増加したことによる増額補正分と、

報酬改定によって必要となった増額補正分が明らかになる資料の作成は可能か。

< 高齡福祉課長 >

介護報酬は全体的に 1.2% 増加されている。整理が難しいが、どのような形式で資料を作成すればよいか。

< 酒井副委員長 >

本補正予算は国の 1.2% 増額のみの内容か。

< 高齡福祉課長 >

本補正予算は 9 月までの給付実績から年度後半に必要となる給付額を算定したものである。介護報酬 1.2% 増額のみが補正予算の要因ではない。

< 吉田委員 >

1.2% 分とサービス利用件数増加分が増額補正の理由であろう。2 つの要因があるのでそれぞれに積算の根拠を示されたい。増額理由が不明である。当初予算とどのように状況が変化したかを明確にするべきである。

< 高齡福祉課長 >

資料を整理し提出する。申し訳ない。

< 苗村委員 >

本補正予算は、当初予算で算定していなかった介護報酬 1.2% 増の影響と、今後のサービス利用件数の見込みの 2 点を根拠として算定されたのか。

< 高齡福祉課長 >

本補正予算は 4 月から 9 月までのサービス毎の給付実績をもとに 10 月から 3 月までに必要となる給付額を算定したものである。

< 眞継委員長 >

補正予算計上されているということは根拠となる積算はされているはずである。説明のための資料は手元にあるであろう。その手元資料を委員会に提供できる表の資料としてまとめるのに必要な時間は。

< 高齡福祉課長 >

補正予算の積算根拠である月別の給付実績額及び給付見込み額資料は手元に有している。サービス利用件数の見込みは持ち合わせていない。

< 立花委員 >

介護報酬が 1.2% 増となったことによる本補正予算での積算分、10 月以降のサービス利用件数見込みが増加したことによる本補正予算での積算分の 2 点に分けて資料作成を。また、居宅介護、施設介護、高額介護、特定入所介護の区分も必要である。

< 高齡福祉課長 >

資料を整理し至急に提出する。

< 眞継委員長 >

補正予算案を審査するのであるが、委員は額の根拠が確認できないということであろう。補正額の妥当性に疑問が生じる。月別の給付実績資料を手元に有することであるので、それほど難しい資料ではないのか。サービス件数は難しいかもしれないが、資料がなければ審査できない。

< 竹田委員 >

サービス利用の見込み件数の積算は困難と考える。給付費の実績は把握されており、実績額の中には介護報酬の改定分や件数見込みも反映されていると思われる。件数積算は困難であろうことから、給付額のみを整理して資料とされたい。

< 眞継委員長 >

せめて金額のみでも、審査に資する資料を準備するのに必要な時間はどの程度か。資料準備のため休憩する。

～ 14 : 13

< 休憩 14 : 13 ~ 14 : 19 >

< 眞継委員長 >

配付された資料をもとに委員が納得できるように説明を求める。

< 高齢福祉課長 >

4月から9月までのサービス毎の月別給付実績額のうち、最も高額な月の給付額を10月から3月までの給付額として算定し、当初予算額との差を補正計上している。サービス利用見込み件数は算出が困難なため算定せず、給付額のみで算定している。

< 眞継委員長 >

資料に基づく説明を受けて質疑はあるか。

[質疑]

なし

～ 14 : 21

- (6) 第13号議案 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- (7) 第14号議案 亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

< 眞継委員長 >

本2議案は分量が大きいため議案説明に際してのポイントを副委員長から伝える。留意されたい。

< 酒井副委員長 >

本委員会で聞いておかなければならない点を2つ指摘する。

- 1 本条例案は国において基準が定められており、その内容は「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」として類型されている。各条項が3類型のどれにあたるのか、また、国とは異なる基準を定めようとする内容がある場合は検討過程を明らかにされたい。
- 2 現在まで国の基準により運営されているが、検討すべき点について施設関係者への意見の聴取の方法と条例案への反映は。また、今後どのように反映させていく予定なのか。またパブリックコメントを行っていない理由は。

< 眞継委員長 >

以上の点を踏まえて説明されたい。

< 高齢福祉課長 >

資料に基づき説明

～ 14 : 34

[質疑]

< 吉田委員 >

基本的に国の基準を踏襲しているので何のために市に権限移譲されたのかわからない。今後市内の事業者の意見を聞き、本市独自の事情を考慮しながら変更を加えることを念頭において本条例案を策定したのか。

< 高齢福祉課長 >

現行制度である国の基準を基本として条例を定めている。今後地域密着型サービスの需要が高まることも予想される。運営上の問題が生じれば対応するため条例改正も予想される。

< 吉田委員 >

事業者の意見を聴取する場や本市独自の事情を検討する場、委員会などの設定はどうか。

< 高齢福祉課長 >

地域密着型サービス運営委員会において意見を聞くとともに、事業者とも年に数回話しをできる機会がありそのような場を活用していきたい。

< 吉田委員 >

本条例案の提案にあたり、そのような場で意見を聞いたか。

< 高齢福祉課長 >

一括法の関係を含め介護保険情報について各事業者は様々に情報を得ておられる。本市は国の基準どおりに条例を定める方針であることを伝えているが、本条例のために改めて場を設定したことはない。

< 苗村委員 >

本市独自で定めた基準はあるか。

< 高齢福祉課長 >

先行する他の自治体の状況を見ると概ね本市と同様の定め方をしていると把握している。

< 酒井副委員長 >

事業者に対しては、本市が国の基準どおり定める方針であること伝えるのではなく、現行の基準について検討すべき部分の有無を聞くべきである。他市が定めた基準は本市とは無関係。今回パブリックコメントを行わなかった理由は。

< 高齢福祉課長 >

本条例は、基本的に現行の国の基準を踏襲すること、また、事業者がサービスを運営する基準を定めるものであること。以上のことから本市が定める実施要綱の基準により、パブコメ対象外の条例案であると判断したものである。

< 酒井副委員長 >

パブコメ実施要綱の基準に合致するか否かではなく、必要があればパブコメを実施すればいいので、今回パブコメを実施しない説明にはなっていない。今後現場の要請に応じて条例を改正することは可能であるので、見直しをする場合は事業者の意見を聴取されたい。

< 健康福祉部長 >

本条例は権限移譲により市で基準を定めることとなったものであり、国の基準どおり定めることについて様々に意見はあろうが、現に運用されている制度であるので、まずは現行制度をベースに定めようとするものである。現時点において、本市独自の課題を解決するために本市独自の基準を定めなければならない特段の事情がないと判断したものであるが、暴力団排除条項をはじめ一部条項は他の

法令の関係などから基準外の規定を設けている。

またパブコメについては、実施要綱において基本条例的な性格を有する条例を定める場合を対象としている。本条例案を含め権限移譲により基準を定める条例はパブコメの対象としないとしているところである。本条例案は事業所関連への意見聴取が考えられるが特異な規定を設けるわけではなく、現行の国の基準を踏襲する方針であったので、その旨を事業所に伝え、本条例案の提案に至ったものである。

<吉田委員>

条例提案の準備期間が十分あったのでパブコメを行うべきであった。また、本市で定められることになったので、事業所に対して変更すべき基準の有無について意見を求めるべきであった。意見を聞く場を設定する意向はあるか。

<健康福祉部長>

条例を定める場合は広く市民の意見を集めるとともに、関係者の意見も聞き議会に提案するべきであり、地方自治を真に実現するため、一層そのように努めたい。

<立花委員>

地域密着型サービスは全市民に関係する。市民の認識を深めるためにも条例に無関係の意見が寄せられようとも、サービス事業者の意見もできるだけ反映させるべきであろう。そのような姿勢を示すべきである。平成25年4月1日までに制定すれば本条例は足る。パブコメを行う時間的な余裕はあったはずであると指摘しておく。

第13号議案、第175条、「協力病院」とは。第13号議案、第154条、「サテライト型」とは。

提供された資料「みんなのあんしん 介護保険 わかりやすい利用の手引き」に、具体的なサービス提供事業所が記載されていない。具体的な事業所は。近隣住民にサービス提供事業所を尋ねられることがあるが、この資料では説明できない。改善されたい。

第13号議案、第154条、表記の方法として「生活相談員 1」、「1人以上」等が混在している。単位の表記が不統一。例規表記は正確にされたい。

<高齢福祉課長>

「協力病院」は各事業所が市内の病院等と提携しているもの。「サテライト型」は本市にはない。

認知症対応型通所介護1施設、認知症対応型共同生活介護6施設、小規模多機能型居宅介護4施設。地域密着型サービス8種のうち本市では3種のみ運営されている。

非常勤職等を計上する場合に、1人に満たない場合も想定されることから、人と表記できない場合の整理と認識している。国の基準の表記にならったものであるが、もう一度勉強したい。

<立花委員>

括弧書等により表記でき、時間数での基準にすれば人と表記することも可能であり、そのようにすべき。研究して正確な表記を。分かりやすい表現を求める。

分かりにくい表現がある。用語解説も必要。

パブコメは市民の認識を深めるためにも実施されるべきであると考えます。

<吉田委員>

条例は議会が議決するので、議会で事業者の意見を聞くことも可能である。本条例は執行部が提案しているので、提案側からの今後勉強するとの発言は非常に不

適切。内容を理解せずに提案していることになるが、条例内容は理解しているのか。

<健康福祉部長>

権限移譲により否応なく市が条例により基準を定めなければならなくなったものである。暴力団排除条項等を除くと現に運用されている国の基準のとおりである。他市も概ねそのような状況である。他市で独自の規定を設けている例としては災害時の協力規定や居住人員の基準等である。国の逐条解説を確認しながら一つ一つの条項を確認する作業は出来ていない。作業量の多い条例案であった。今後、十分確認して提案できるようにする。

<吉田委員>

作業量が多いことは理解している。建前上、提案後の説明として今後勉強したいは不適切であった。

<中澤委員>

立花委員指摘の単位に係る条例表記について今後研究すると答弁したと理解したが。

~ 15 : 07

(8) 第23号議案 ふれあいプラザに係る指定管理者の指定について

<こども福祉課長>

資料に基づき説明

~ 15 : 10

[質疑]

<立花委員>

職員配置はどうか
事業効果は。

<こども福祉課長>

施設管理に係る人件費が約800万円。管理費用が約409万円。計1,205万円/年。
使用量収入を得ることが困難な施設である。かめおかっこ広場、ファミリーサポートセンター等のノウハウを有することから施設利用者等にとって有意義に活用されていると考えている。

<立花委員>

800万円に対応する職員は。

<こども福祉課長>

施設管理に係る分として800万円である。個人単位で積算計上しているものではない。

[理事者退室]

~ 15 : 16

<休憩 15 : 16 ~ 15 : 25 >

4 討論 ~ 採決

[自由討議]

< 吉田委員 >

17号議案について、本案工事が実施されるために早めに和解したとしか考えられない。当該業者しか入札していない。議会報告会でどのように説明するのか。入札1社で、その業者は談合疑惑で和解した相手、手続き的に問題ないとなるが。

< 酒井副委員長 >

17号議案は必ず議会だよりに掲載すべき。契約金額が大きい。議会報告会でどのように説明するかを考えるとこのままでいいのかという気がする。

< 立花委員 >

健康福祉部所管の介護保険関係議案について、質疑への答弁の想定や、提案内容の最低限の説明ができていない。審議するに足りないとの印象を受けた。委員長から重々申し伝えられたい。当該議案については十分な答弁がない部分もあるが、さりとして否決することにはならない。意見を付されたい。介護保険特別会計補正予算については不十分ながらも一応積算されており、補正額と積算が合致していたので了としたいが、少なくとも積算の根拠となる資料は用意されるべき。

17号議案については、説明では本件一般競争入札にあたり、和解したことが理由と理解した。本来ならば和解したことで全て解決したことにならない。また、ライフサイクルコストの説明もされたが、日立造船を使わないならばどうなるかとの質疑に対する答弁がなかった。比較して本工事が有利であると説明できなければライフサイクルコストの検討がされたことにはならない。

意見を付して保留か賛成か迷っている。

< 苗村委員 >

4、13、14、17号議案について、わかりにくい、説明があいまい。13、14号議案で逐条的に一つ一つの条文を確認したわけではないとの理事者の発言は問題である。大雑把すぎるとどの議案に対しても感じる。的確に答弁出来るよう、丁寧に審査に臨んでもらいたい。生活保護の数値の質疑についても答弁が不十分。質疑に的確に答弁できるように事前に資料を準備するなり、手元になればすぐに用意するなりの対応が必要。理事者は審査に慎重に望まれたい。

< 吉田委員 >

議案説明の不足は委員長、議長から申し入れるべき事項であろう。

13、14号議案については安易に提案されている。説明が悪いというよりも、本市で決めるという態度が全く見えない。反対する、内容が悪いというのではなく、せっかく本市で決められるようになったのであるから、どのような検討経過で議案として提案されたのか見えない。決定するのは議会であるのでそれでいいのか。内容に反対ではないが。今後、事業者の意見を聞くことをどのように担保するのか。悩んでいる。継続審査して再度提案させることも考えられる。委員長報告で強く指摘を。本市が決めるという姿勢を見せられるように。それをどのように担保するか。安易で、国の基準どおりという説明に終始している。苗村委員への答弁では逐条を読んでいないとのこと、意味がわからない。

< 中澤委員 >

議案は責任を持って説明できるべきでそのようになってきているはずであり全体的にそのようであるが、健康福祉部の説明において一部不十分な点があった。補正予算等は財政査定等を行っており、当然積算根拠は整理されている。それと同等の説明であれば議会への説明としても十分であろうことから、説明する側の姿勢として指摘される部分はあるであろう。また、17号議案については、手続

き的には十分な対応ができており問題ないと思う。工事の内容から1社しか入札しなかったことも理解できる。感情的な部分で指摘がある点も理解できるが。

< 明田委員 >

13、14号議案については国の基準そのままに何らチェックせずに議案となったとは考えていない。市として意思決定し確認の上議案提案しているが、説明として国の基準どおりということであろう。見もしていないということは有り得ないと思う。しかし、説明不足は否めないし、自信を持って説明できるべき。

17号議案について、立花委員が指摘した点は議会運営委員会で詳細な説明がされている。

< 山本委員 >

13、14号議案については市がやらなければならないからやったとの説明であった。今後、事業者の意見を聞くように委員長報告で指摘されたい。

< 眞継委員長 >

竹田委員から意見はあるか。

< 竹田委員 >

13、14号議案については、現に運用されている制度の基準である。現時点では現在の運用のとおり定めることと判断されたと思う。将来的には新たな内容を盛り込む必要が生じることもであろう。しかし、今事業を行っている事業所は現在の基準で運営されていることから、市の条例においても現在の国の基準を踏襲されたと思う。

議案の説明は明確に行われるべきで担当係長等も控えているべきであろう。

< 酒井副委員長 >

13、14号議案について、条項ごとの国の基準3類型等を資料提出されて説明すべきであった。また、事業者の意見を聞く姿勢が全くないまま議案提案されている。現に運用している制度基準であるので、現時点において課題となっていることは早急に聞かないといけない。現在の制度基準でしばらく様子を見るのではなく、本条例が制定された後でも、直ぐに意見を聞く必要がある。いつ意見聴取がされるか確認された後であったらいいのかなと思う。

< 眞継委員長 >

限られた審査日程であるので、説明に留意するよう事前に担当部課長に伝えていたにも関わらず、今日のこの状態を考えると、予想外の出来の悪さである。資料があれば問題ないことが、休憩を挟む必要が生じたり、委員長としてももう少し調整をするべきであったかもしれない。

理事者に委員会審査に係る説明をしっかりとるように申し伝えたい。

[討論]

< 立花委員 >

本来ならば13、14号議案についてはパブリックコメントを行いもう一度採決をするべきと思う。しかし、条例内容については現在運用されているものであるため、とりあえず質疑に対する答弁が十分でなかったことや、内容を理解しがたい面があったことも触れて、賛成をする。

17号議案は保留ということにできるのか。

< 事務局長 >

採決において保留はない。退席し採決に参加しないことになる。

< 立花委員 >

談合があって和解をしたことからの発展的内容としての今回の契約案件である。談合業者が落札したことを鑑みると説明不足である。採決までに考える。

<吉田委員>

両議案とも本会議で態度が変わる可能性があるが、

1号議案、賛成。退職職員の待遇改善が今の世の中の常識で通用するのか。その点を迷いながら、その他は賛成である。

17号議案について、建設を受注すれば以後の改修工事等はほぼ随契に近いことになってしまう。その状況から当初の受注調整は許しがたい。和解議案は議会も議決した。しかし、本件まで安易に同意すれば今後のためにもよくない。こうしたことが安易には通らないことを示すためにも委員会では反対する。

<中澤委員>

説明の仕方に不足はあるが、内容的に反対するものはなかったと感じる。

17号議案については、和解議案とは別の件であると理解している。

<苗村委員>

休憩を求める。

<眞継委員長>

休憩する。

~ 15 : 48

<休憩 15 : 48 ~ 15 : 55 >

[採決]

第1号議案	挙手	全員	可決
第4号議案	挙手	全員	可決
第7号議案	挙手	全員	可決
第13号議案	挙手	全員	可決
第14号議案	挙手	全員	可決
第17号議案	挙手	多数	可決(反対:苗村、吉田、立花)
第23号議案	挙手	全員	可決

<眞継委員長>

委員長報告における指摘・要望事項等について意見は。

<吉田委員>

議案説明に係る準備不足及び13、14号議案に係り関係事業者から意見を聴取し、条例へ反映できる仕組みを整備すること。

<眞継委員長>

2点を反映させ案を作成する。委員長報告は次回委員会で調整する。

<全員了>

5 陳情・要望について

亀岡市における肝炎・肝がん対策の強化を要請します

社会保障制度改革推進法の抜本的改正を求める陳情書

< 眞継委員長 >

意見はあるか。

< 立花委員 >

2件とも聞き置く程度とされたい。

< 眞継委員長 >

本委員会では聞き置く程度とする。

< 全員了 >

6 その他

議会だよりでの委員会報告内容について

< 眞継委員長 >

意見はあるか。

< 吉田委員 >

13、14及び17号議案について審査の過程で各委員から指摘があった点、自由討議で議論された点を中心にまとめられたい。

< 眞継委員長 >

委員長において調整し次回委員会で確認願う。

< 全員了 >

議会報告会での意見・要望等と回答について

< 眞継委員長 >

市民ホール1について意見はあるか。

< 眞継委員長 >

市民ホール1について報告とする。

< 全員了 >

< 眞継委員長 >

市民ホール10について意見はあるか。

< 吉田委員 >

意見・回答資料の意味がわからない。質問と答えがかみ合っていない。調査・回答する必要があるのではないか。

< 眞継委員長 >

担当課に確認したところ、視覚障害者協会に声の広報として委託している事業がある。その関係でボランティアサークルが協力されているようである。質問者の意図としてはボランティアサークルへの補助を求めていると考えられるが。

< 事務局 >

説明

< 苗村委員 >

質問者へは回答は届かない。当日会場では調査の上質問者へ直接回答する旨を確認されたのか。

< 事務局 >

説明

< 吉田委員 >

ボランティアサークルへの補助を求めている主旨については参考。当日の回答と

して確認するとしているので、調査・回答が必要となるのではないか。

< 中澤委員 >

質問の趣旨は要望であるので報告でいいのではないか。

< 明田委員 >

ボランティア団体自体は強く補助を求めているわけではないと推測する。質問者が個人的な意見としてよかれと思って要望しているのであろう。特別な回答は必要ない考える。

< 苗村委員 >

広報広聴特別委員会では議会だよりで議会報告会での質問と回答やその後の委員会の調査等を広報していく方法を議論している。本件は参考で。

< 眞継委員長 >

参考とする。

< 立花委員 >

質問者は回答を求めたのではなく要望であった。ボランティアで活動されている人の意見も聞いたことがある。本件は参考で。

< 眞継委員長 >

参考とする。

< 全員了 >

< 眞継委員長 >

吉川7について、参考とする。

< 全員了 >

< 眞継委員長 >

吉川8について、参考とする。

< 全員了 >

1 月月例開催について

< 眞継委員長 >

次回委員会で検討する。

< 全員了 >

散会 ~ 16 : 20